

## 保険料控除証明書について

所得税の保険料控除の対象となる保険にご加入のお客様へ、毎年10月～12月に保険料控除証明書を発行しております。

### ● 保険料控除の対象となる保険について

#### ・地震保険料控除

以下<1><2>の条件を満たす「地震保険」の場合、地震保険料控除の対象となります。

<1> 保険の目的が「居住用の住宅」「生活用の動産（家財）」であること。

<2> 保険の目的の所有者が「保険契約者」または「保険契約者と生計を一にする配偶者か親族」であること。

#### ・介護医療保険料控除、一般生命保険料控除※

保険契約者もしくは、保険契約者と生計を一にする配偶者その他の親族を被保険者とし、身体の障害に起因して保険金が支払われる損害保険契約の保険料であること。

### ※保険料控除に関する税制改正のご案内

2010年度税制改正にともない、2012年1月1日以降保険始期契約より従来の「一般生命保険料控除」とは別枠で、「介護医療保険料控除」が創設されました。

2012年1月1日以降保険始期契約につきましては、新たに創設された「介護医療保険料控除」の対象となります。

2011年12月31日以前保険始期契約につきましては、従来の「一般生命保険料控除」（旧制度）の対象となります。

### ● 保険料控除証明書の発行方法

#### ・地震保険にご加入の場合

1月から12月の間に保険料のお支払いをいただいた（あるいはお支払いいただくご予定の）ご契約者様に対し発行しております。

#### ・長期就業不能所得補償保険にご加入の場合

1月から12月の間に保険料のお支払いをいただいた（あるいはお支払いいただくご予定の）ご契約者様に対し発行しております。ただし、払込方法が一時払の場合は、毎年の始期応当日に保険料を支払っているものとみなします。

#### ・就業継続支援保険にご加入の場合

1月から12月の間に保険料のお支払いをいただいた（あるいはお支払いいただくご予定の）ご契約者様に対し発行しております。

#### ・団体長期障害所得補償保険にご加入の場合

勤務先（ご契約者様）からのご依頼に基づき発行しております。（加入者証等）

## 【 控除証明書に関するよくあるご質問 】

Q1. 控除証明書はいつ頃届きますか？

A1. 控除証明書の発行スケジュールは、保険種類やご契約の成立時期、払込方法、契約状況に応じて異なります。

保険種類	保険始期	発送時期
地震保険	—	2017年10月中旬頃
長期就業不能所得補償保険 所得補償保険	～2017年10月保険始期契約	2017年10月中旬頃
	2017年11月保険始期契約	2017年11月中旬頃
	2017年12月保険始期契約	2017年12月中旬頃
	2018年1月保険始期契約で 今年12月に初回保険料のお支払い (口座振替払)がある契約 ※クレジットカード払契約の場合、初 回保険料のお支払いが2018年1月 以降となりますので、翌年の発行と なります。	ご契約成立後、保険証券に 同封し、発送いたします。
団体長期障害所得補償保険	—	勤務先（ご契約者様）から 指定された日付までに発送 いたします。
就業継続支援保険	～2017年10月保険始期契約	2017年11月上旬頃
	2017年11月保険始期契約 ※2017年12月保険始期契約は、初回 保険料のお支払いが2018年1月以降 となりますので、翌年の発行となり ます。	ご契約成立後、保険証券に 同封し、発送いたします。

Q2. 控除証明書が届きません。

A2. 控除証明書の発行対象は以下のとおりとなります。契約内容をご確認ください。

<1> 地震保険料控除の対象となる地震保険契約

**※火災保険の主契約部分は対象外になります。**

<2> 介護医療保険料控除の対象となる保険契約

- ・ 長期就業不能所得補償保険（2012年1月1日以降保険始期契約）
- ・ 所得補償保険
- ・ 団体長期障害所得補償保険
- ・ 就業継続支援保険

<3> 一般生命保険料控除（旧制度）の対象となる保険契約

- ・ 長期就業不能所得補償保険（2011年12月31日以前保険始期契約）

Q3. 控除証明書が2通届いたのですが・・・。

A3. 長期就業不能所得補償保険および所得補償保険で以下のケースに該当する場合、控除証明書が2通届くことがあります。

a)1月から12月の間に、継続更改された場合	満期までのご契約と、継続後のご契約に対してそれぞれ控除証明書が発行されます。
b)1月から12月の間に、解約を行い、その後あらためてご契約された場合	解約前のご契約と、解約後の新たにご契約に対してそれぞれ控除証明書が発行されます。

Q4. 生命保険料控除の一般の生命保険料の記入欄に新保険料欄と旧保険料欄があります。どちらに記入すればよいですか？

A4. 当社の一般生命保険料控除対象商品は全て旧制度の対象となります。旧保険料の欄にご記入ください。

Q5. どの金額を記載すればよいのですか？

A5. 地震保険料控除証明書  
→記載されている年間払込予定保険料が控除対象額となります。

介護医療保険料控除証明書、一般生命保険料控除証明書（旧制度）

→記載されている年間払込予定保険料が控除対象額となります。

上記Q3.のケースにより同じ控除対象の控除証明書が2通届いた場合は、合算した金額が控除対象額となります。

控除証明書に関するお問い合わせ窓口 [事務ファクトリー一部 業務・契約管理グループ]

**TEL** 0120-777-970

受付時間：午前9時～午後5時  
※土・日・祝日を除く